

秋田市LED防犯灯交換および修繕業務委託に関する
公募型プロポーザル実施要領

1 プロポーザルの目的

この要領に定める公募型プロポーザルは、秋田市LED防犯灯交換および修繕業務を委託するに当たり、広く技術提案を募集し、最も適切な者を当該業務の受託者として選定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

秋田市LED防犯灯交換および修繕業務

(2) 業務内容

別紙「秋田市LED防犯灯交換および修繕業務委託仕様書」のとおり。

(3) 委託期間

令和4年10月1日（土）から令和8年3月31日（火）まで

(4) 業務委託料（消費税及び地方消費税を含む。）は次の表の額を上限とする。

会計年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
委託料	84,230千円	166,241千円	166,241千円	166,241千円	582,953千円

3 事務局

〒010-8560 秋田県秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部生活総務課

電話：018-888-5625、FAX：018-888-5623

E-mail：ro-ctmn@city.akita.lg.jp

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、単独の法人又は複数の法人による共同事業体（以下「共同事業体」という。）とし、それぞれ次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

なお、単独の法人又は共同事業体の構成員が別の共同事業体の構成員となることはできない。

(1) 単独の法人又は共同事業体の構成員は、次に掲げる全ての要件を満たすこと。

ア 地方自治法施行令(昭和25年政令第16号)第167条の4第1項および第2項のいずれかの規定に該当しないこと。

イ 公告から受託候補者を決定するまでの間において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ウ 公告から受託候補者を決定するまでの間において、秋田市の電気工事A級又

はB級に等級格付されていること。

エ 電気工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。

オ 公告から受託候補者を決定するまでの間において、本市の指名停止又は入札参加資格停止期間中でないこと。

カ 電気工事に係る資格を有し、かつ、常勤で3か月以上の雇用関係にある者を監理技術者又は主任技術者として本業務に専任で配置できること。

(2) 共同事業体は、次に掲げる全ての要件を満たすこと。

ア 共同事業体の構成員数は、3社以内であること。

イ 各構成員の出資比率は、20パーセント以上であること。ただし、共同事業体の代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

(3) 単独の法人又は共同事業体の構成員のうち1社以上は、次に掲げる要件を満たすこと。

東北電力株式会社と引込線工事委託契約を締結している業者であること。

5 質問受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付方法

質問票（様式第1号）を事務局へFAX又は電子メールで送付すること。

なお、FAX又は電子メールの送付後に事務局へ電話で到着確認を行うこと。

(2) 受付期間

令和4年7月5日（火）から令和4年7月11日（月）午後5時15分まで。

ただし、電話での到着確認は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時15分までとする。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和4年7月13日（水）に本市のウェブサイトで質問内容とその回答を掲載する。

なお、質問への回答内容は、本要領の追加又は修正とみなすものとする。

6 参加手続

(1) 申請書等

申請者は、次に掲げる申請書等を提出すること。

なお、市が必要と認める場合には、申請書等の内容について説明や追加資料の提出を求めることがある。

ア 参加申請書（様式第2号）

共同事業体として申請する場合は、目的、名称、構成員の所在地および名称、共同事業体の代表者、代表者の権限、構成員の出資の割合等を記載した共同事業体協定書（任意様式）の写しを添付すること。

イ 配置予定技術者調書（様式第3号）

ウ 誓約書（様式第4号）

エ 技術提案書（様式第5-1号）

次の内容について、簡潔に記載すること。

なお、文章を補完するためのイラスト、概念図等の使用は可とし、色数は制限しない。

(ア) 総合的な体制構築についての提案

- ・LED防犯灯の交換および修繕に当たって、東北電力との契約切替等、必要に応じて発生する関係機関との連携体制に関すること。
- ・LED防犯灯の調達並びに交換および修繕の施工等における市内企業の活用に関すること。
- ・LED防犯灯の交換および修繕における安定的な製品確保の手段に関すること。
- ・LED防犯灯交換の工程および修繕状況を管理するための適切な体制に関すること。

(イ) LED防犯灯の交換についての提案

- ・LED防犯灯の交換において、トータルコストおよび維持管理性を考慮した適切な交換計画の策定に関すること。
- ・交換を適切に行うための人員体制の構築に関すること。
- ・LED防犯灯の交換に当たって、今後の維持管理に対する、耐久性、汎用性、メンテナンス性について十分に配慮した施工手順に関すること。
- ・LED防犯灯の交換計画において、事前に町内会との調整を図るなど周辺住民に対する配慮に関すること。

(ウ) LED防犯灯の修繕についての提案

- ・LED防犯灯の不点灯等の不具合発生から復旧までの手順に関すること。
- ・LED防犯灯の不点灯等の不具合に対し、早急に対応できる体制の構築に関すること。

(エ) LED防犯灯についての提案

- ・秋田市LED防犯灯交換および修繕業務委託仕様書のLED防犯灯に対する提案するLED防犯灯に関すること。
- ・LED防犯灯の交換における本市の気候風土、特性等、環境全般への配慮に関すること。

オ LED防犯灯性能仕様書（様式第5-2号）

カ 業務実績調書（様式第6号）

キ 概算見積書（様式第7号）および内訳書（任意様式2枚以内）

ク 法人概要書（様式第8号）

(2) 提出方法

持参により事務局へ提出すること。

なお、提出に当たっては、事前に電話で連絡すること。

(3) 提出期間

令和4年7月5日（火）から令和4年7月22日（金）まで。ただし、受付時間は、休日を除く日の午前9時から正午まで、および午後1時から午後5時までとする。

(4) 提案数、提出部数

提案数は1提案とし、提出部数は10部とする。

(5) 費用負担

申請等に要する経費は、申請者の負担とする。

(6) 著作権等

提出された技術提案書等の著作権等は次のとおりとする。

ア 技術提案書等の著作権は、申請者に帰属する。ただし、市は、受託候補者の決定の公表等に必要な場合には、技術提案書等の内容を無償で使用できるものとする。

イ 採用した技術提案書等の著作権は、秋田市に帰属するものとする。

ウ 提出された申請書等については、秋田市情報公開条例（平成9年秋田市条例第39号）の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開することがある。

エ 提出された申請書等は返却しない。

(7) その他

ア 本プロポーザルに当たっては、現地説明会は開催しないものとする。

イ 申請書等を提出した者は、本実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

ウ 提出後における申請書等の再提出、変更および追加は認めない。

エ 申請書等を提出後に申請を取り下げの場合は、辞退届（様式第9号）を提出すること。

7 審査および選定方法

(1) 候補者の審査

候補者の審査は、別紙「審査基準」に基づき、秋田市LED防犯灯交換および修繕業務に関する公募型プロポーザル審査委員会設置要綱（令和4年6月23日市長決裁）により組織された審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

(2) 候補者の選定

候補者の選定は、審査委員会が参加資格要件に基づく申請書等の審査および審査基準に基づく申請者のプレゼンテーションおよび質疑応答により行う。

(3) 受託候補者の決定

審査委員会は、審査基準に基づく評価を行い、最も評価の高かった者を候補者として1者、次点者として1者を選定する。その後、秋田市工事請負業者選定審議委員会において受託候補者を決定する。

(4) 契約の締結

市は、選定された受託候補者と、契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、次点者と契約締結の交渉を行う。

(5) 選定結果の通知および公表

選定された提案者に対しては、書面によりその旨を通知するとともに、選定されなかった者に対しては、書面によりその旨と理由を通知する。また、受託候補者および次点者に関し、評価点と選定理由を本市のウェブサイトで公表する。

(6) 非選定理由の説明

選定されなかった者は、通知した日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に、次に定めるところにより、非選定理由について説明を求めることができる。

ア 提出様式

任意様式。ただしA4版とする。

イ 提出方法

持参により事務局へ提出すること（休日を除く日の午前9時から正午まで、および午後1時から午後5時までとする。）。

ウ 回答

市は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に、書面により回答を行う。

(7) その他

市は、業者選定後、選定した業者の技術提案書等の内容に拘束されないものとする。

8 プレゼンテーションおよび質疑応答

審査委員会は、次のとおり、技術提案書等に係るプレゼンテーションおよび質疑応答を実施し、候補者として1者および次点者として1者を選定する。

なお、申請者が多数の場合、プレゼンテーションを実施する前に、申請書等による予備審査を行う場合がある。

(1) 日時および場所

令和4年8月2日（火）を予定。時間等の詳細は申請者に対して後日通知する。

(2) 出席者

プレゼンテーションの出席者は、単独の法人又は共同事業体に関わらず4名までの出席を可とする。

(3) プレゼンテーションおよび質疑応答時間

プレゼンテーションの時間は20分以内、質疑応答の時間は20分程度とする。

(4) プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションは、提出した技術提案書等に基づき説明を行うものとし、資料の追加は認めない。

(5) 使用機材等

スクリーンおよびホワイトボードは秋田市が用意する。その他の機器が必要な場合は、提案者が準備すること。

9 スケジュール

公募から契約までのスケジュールは、次のとおりとする。

なお、スケジュールは公募時点の予定であり、変更される場合がある。

令和4年7月 5日 (火)	公告・申請書等受付開始
令和4年7月11日 (月)	質問締切
令和4年7月13日 (水)	質問回答
令和4年7月22日 (金)	申請書等提出期限
令和4年8月 2日 (火)	プレゼンテーション
令和4年8月10日 (水)	選定結果の通知および公表
令和4年8月16日 (火)	仮契約
令和4年9月議会	契約議案上程
令和4年9月下旬	本契約

10 申請書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、失格とし申請書等を無効とする。

- (1) 参加希望者が、申請書等提出後に参加資格を満たさなくなった場合
- (2) 定められた提出先、提出方法および提出期限に適合しない場合
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- (5) 本実施要領に示された様式および記載上の留意事項に適合しない場合
- (6) 虚偽の内容が記載されている場合
- (7) 本実施要領に定める手続以外の手法により、審査委員会委員又は関係者に申請書等に対する援助等を直接的又は間接的に求めた場合
- (8) その他、本実施要領に違反すると認められた場合